

日本標準商品（生産物）分類の統計基準設定の必要性について

1 日本標準商品（生産物）分類の目的等

日本標準商品（生産物）分類は、すべての産業における経済主体により生み出され、かつ他の経済主体との取引単位として認識される財・サービスを対象として、商品（生産物）を体系化し、商品（生産物）分類を要する統計の作成・表示の基準となるものである。

本分類の目的は、統計の統一性及び総合性の確保を図り、それにより、国内及び国際統計の比較可能性の向上を目指すことにある。これにより、統計を通して経済活動を網羅的かつ正確に把握するための基盤整備に資する。

（注）08SNA においては、生産物(Products)とは、生産プロセスからの結果としての財及びサービスである、とされている。

2 日本標準商品（生産物）分類を新たな統計基準として設定することの理由

「公的統計の整備に関する基本的な計画（平成21年3月13日閣議決定）において、日本標準商品分類の見直しについて、平成23年度までに、サービスの取扱いについて研究を進め、新たな統計基準として設定することの可否について結論を得るとされている。また、国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化の部分では、コモ法の商品分類について、今後改定が予定される日本標準商品分類との整合性の確保を図る、とされている。

その対応として、日本標準商品（生産物）分類については、すべての産業から生み出される商品（生産物）を（財、サービスを含め）網羅的に体系化した新たな分類を構築するものとし、これにより、公的統計、特に、経済センサスをはじめとする主要な経済統計において、経済活動を統一的に把握することが可能となることから、新たな統計基準として設定するものである。その結果、国民経済計算の精度向上にも資することとなる。

なお、現在、「日本標準産業分類」、「疾病、傷害及び死因の統計分類」及び「日本標準職業分類」が、分類に関する統計基準として設定され、統計の統一性及び総合性の確保に寄与している。

3 今回定めようとする日本標準商品（生産物）分類の内容（改定の方向性）

今回定めようとする日本標準商品（生産物）分類は、平成2年6月に総務庁が定めた日本標準商品分類を全面的に見直し、以下のような内容により、統計法（平成19年法律第53号）に基づく統計基準として定めようとするものである。

(1) 産業分類と関連付けた商品（生産物）分類の設定

- ・全産業部門から生み出される生産物を漏れなく把握するという観点から、原則として日本標準産業分類の各項目に対応付けて、取扱品目を同定する。分類項目表を提供する際は、商品（生産物）分類項目から産業分類項目への分類間対応関係も示す。
- ・分類構造（項目編成）において需要側、供給側、いずれの視点を重視するかは、各部門によるが、できる限り分類階層ごとに視点の統一を図るものとする。分類構造（項目編成）は、現行分類と大きく異なるものとなるが、コンバータの作成により継続性を確保する。

(2) 対象範囲のサービスへの拡大

- ・各産業部門から生み出される生産物には、財だけでなくサービスも含まれる。これらを漏れなく把握するため、分類の対象範囲には、財に加え、サービスも含める必要がある。

(3) 適正な項目数及び改定周期

- ・項目階層及び項目数については、経済センサス等の主要な経済統計で利用される範囲に対応させたものとする。具体的には、分類項目数を、最大6桁程度で合計数千項目のレベルに整理する。現行分類（最大10階層で約3万項目）に比べ項目数が減り、改定の困難性が緩和される。

なお、6桁以下の詳細は内容例示として提供し、統計作成者による任意の項目設定を可能とする。

- ・統計基準設定以降は、おむむね5年程度を目途に、改定の必要性について検討し、見直しの可否を含めた結論を得ることとする。

(4) 国際比較可能性の向上

- ・国際比較性を確保するため、中央生産物分類（CPC）及び商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の最下層分類項目との対応表を作成する。
- ・分類設定においては、CPC や米国の経済センサス生産物コード（基となる北米産業分類システム及び北米生産物分類システムを含む。）も参考にする。